

2004年版

Malignant Tumor 届出票

他の医療機関からの届出と重複してもかまいません。

〈☆新規 再診/在宅 死亡〉

原票は所定の封筒で県医師会にご送付ください。

医療施設 診療科 医師氏名			【備考】 外来No 入院No
ふりがな 患者氏名	1. 男 2. 女	明治(M) 大正(T) 年 月 日生 昭和(S) 平成(H)	
患者住所			
☆原発部位	※左右のある臓器は左右の側性もご記入下さい		貴院への初診日 年 月 日
貴院での 診断状況	1. 確診(部位確診) 2. 確診(部位不明) 3. 疑診		貴院での診断日 年 月 日
紹介先 紹介元 医療機関 診療科 医師氏名	紹介または当該疾患で他に受診中の医療機関がある時は、追跡調査のために、必ずご記入ください。 ※病状詳細について他の医療機関へ照会することがあります		推定診断日 年 月 日 貴院への最終受診日 年 月 日
発病状況	1. 初発/新発生 2. 再発 3. 不明	☆ 受診動機	1. 自覚症状 2. 検診(集団・医療機関)後 3. 健康診断(ドック検診) 4. その他
診断根拠 (複数回答可)	1. 診察のみ 2. 生化学 3. 腫瘍マーカー 4. X線 5. 超音波 6. RI 7. MRI 8. CT 9. その他の画像( ) 10. 内視鏡 11. 術時肉眼 12. 血液像 13. 細胞診 14. 組織診 15. 病理解剖 16. その他( )		
☆組織所見	※別表の組織コードまたは日本語でご記入ください		検体採取日 年 月 日
☆病巣の広がり	0. 上皮内 1. 臓器内 2. 所属リンパ節 3. 隣接臓器 4. 遠隔転移 5. その他		
治療方法 (複数回答可)	1. 入院		入院/治療開始日 年 月 日
	2. 手術 3 a. 体腔鏡的手術* 3 b. 内視鏡的手術* 手術内容 1. 治癒切除 2. 非治癒切除 3. その他		手術日 年 月 日
	4. 放射線療法 5. 化学療法 6. 免疫療法 7. ホルモン療法 8. PTCD 9. PEIT 10. TAE 11. 温熱療法 12. その他の治療( )		
☆転帰	1. 治癒 2. 軽快 3. 寛解 4. 悪化 5. 死亡 6. その他(転医を含む) 7. 不変		退院/治療終了日 年 月 日
☆死因	1. 原発死 2. 他病死 3. その他		死亡日 年 月 日

滋賀県 2004/2×10

# 滋賀県の全がん患者登録管理事業システム

国：健康増進法（H14年）第16条

「健康診査管理指導等事業実施のため  
の指針の一部改正について」  
平成12年3月31日付け 老健第67号  
（「成人病登録・評価事業」に基づく）

県：「全がん患者登録管理事業実施要領」

平成14年4月1日付け 滋健推第116号

成人病登録・評価部会：がん委員会

滋賀県がん予防戦略推進委員会

結果報告  
データの  
解析  
検討

滋賀県健康福祉部  
(健康推進課)

がん登録  
届出業務  
委託

事業報告

がん登録体制  
整備都道府県

市町村

がん検診四半期報告  
(発見がん)の受付

各地域健康福祉部  
および  
大津健康福祉センター  
(保健所)

がん登録  
届出票  
受付

資料の  
集送  
付

MT  
届出票  
送付

登録業務依頼

記載済MT届出票の  
受付

資料集の送付

資料集の送付

滋賀県立成人病センター 健康管理部

・届出受付業務(受付・検査・コデイング)

・登録業務(照合・入力・集計)

・解析 → 「滋賀県におけるがん登録」資料集作成

滋賀  
医師  
会

MT届出票(補充票)で届出

MT届出票の配布  
および届出の依頼

届出に係わる謝礼金の交付

資料集の送付

出張  
採録

補充調査依頼

資料集の送付

MT届出票記載  
内容問合せ

滋賀県内の  
医療機関

実施主体：滋賀県健康福祉部  
実施機関：滋賀県立成人病センター(健康管理部)  
委託実施機関：滋賀県医師会

\*「資料集」は、「滋賀県におけるがん登録」のことである。

\*「MT届出票」は、悪性新生物(Malignant Tumor)届出票のことである。

## 全がん患者登録管理事業実施要領

### 1. 目的

全がん患者登録管理事業は、県民の健康と福祉の向上のため、県下におけるがん（悪性新生物）の罹患状況等を把握するとともに疫学的要因を探り、がん予防対策策定の基礎資料とすることを目的とする。

### 2. 事業の実施

(1) 本事業は、社団法人滋賀県医師会（以下「県医師会」という。）および県内各医療機関やその他関係機関の協力を得て、滋賀県（以下「県」という。）が実施する。

(2) 県は、届出業務およびデータの解析等を県医師会へ委託する。

(3) 登録業務は、滋賀県立成人病センター健康管理部（以下「健康管理部」という。）が実施する。

### 3. 登録対象

滋賀県内に住所を有する者でがん（悪性新生物）と診断された患者（疑診を含む）および各地域振興局地域健康福祉部および大津健康福祉センター（以下「保健所」とする。）より報告されたがんによる死亡者を対象とする。

### 4. 実施の方法

(1) 医療機関の医師は、がん患者を診断したときに、Malignant Tumor(悪性新生物)届出票（以下「届出票」という。）を県医師会に送付する。

(2) 県医師会は、医療機関から届出票を受取り、月毎にまとめその翌月末日までに、滋賀県立成人病センター総長あてに報告する。

(3) 健康管理部は、収集した情報を個人ごとに整理し登録する。また必要に応じて医療機関の協力を得て出張採録を行う。

(4) 健康管理部は、地域がん登録標準方式により登録したものを対象に、一定期間を定めてとりまとめ、報告書を作成し、県医師会および関係機関に報告する。

(5) 県医師会は、健康管理部からの結果報告に基づきがん登録事業研究会において解析検討を行うとともに、医療機関からの届出の周知に努める。

(6) 保健所は、人口動態調査死亡票を転写し、四半期毎に健康管理部に送付する。

(7) その他

7. 健康管理部は、死亡票等による補充調査を行う等登録精度の向上に努める。

1. 健康管理部は、保健所の協力のもと予後調査を実施する。

5. 秘密の保持

この専業に従事したものは、個々の患者について業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

全がん患者登録管理事業に係る情報の取扱いに関する基本的事項は、別に定める。

6. 委託料

県は、この専業の経費として、別に定めるところの委託料を県医師会に支払うものとする。

付則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

# 全がん患者登録管理事業の個人情報保護に関する取扱要領

## 1 目的

全がん患者登録管理事業実施要領に基づき、本事業に係る業務処理および登録情報（以下「がん登録資料」という。）の利用に関して必要な事項を定めることにより、個人および個々の医療機関の秘密を保護することを目的とする。

## 2 事業に従事する者の義務

事業に従事する者は、業務上知り得た個人や個々の医療機関の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

## 3 情報の収集

- (1) 収集する情報は、事業を実施するために必要な範囲にとどめ、常に正しい情報の把握に努めなければならない。また従事者は、収集に際し、患者あるいはその家族と接触してはならない。
- (2) 情報の転記は正確に行い、その作業における過誤の用紙類は、焼却または裁断により廃棄するものとする。
- (3) 滋賀県立成人病センター健康管理部（以下「健康管理部」という。）職員が医療機関に出向き、がん患者の情報を収集する場合は、あらかじめ対象となる医療機関からの要請を受けたうえで出張し、所定の届出票に必要な事項のみ転記する。転記作業にあたっては上記（1）および（2）を遵守しなければならない。
- (4) 届出内容についての医療機関への照会  
登録作業上、届出を行った医療機関の医師に対し、届出患者についての問い合わせが必要になったときは、健康管理部長または、健康管理部長が承認した者が行う。  
なお、電話による問い合わせは、届出医療機関担当医に対して本人確認後に直接行うものとし、文書により問い合わせをする場合は、親展表示の記録配達郵便または書留郵便によるものとする。

## 4 情報の管理

- (1) 原票等の保管  
原票は、すべて施錠キャビネットに保管し、不要となった場合は、直ちに焼却または裁断により廃棄しなければならない。情報を入力したMO、フロッピーディスク等の媒体及び出力帳票の管理についても同様とする。
- (2) 情報処理の操作  
健康管理部担当職員は、個々に設定されたパスワードを入力の上、登録情報の処理を行う。
- (3) 入室等の管理
  - ア 健康管理部長は、特に必要がある場合を除き、健康管理部職員以外の者を情報処理室に立ち入らせてはならない。
  - イ 情報処理室を最後に退出する者は、必ず施錠の確認等を行うものとする。

## 5 がん登録資料の利用

- (1) がん登録資料の利用申請者  
がん登録資料を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の者とする。
  - ア 事業に従事する者
  - イ 事業に協力している関係医療機関

ウ 悪性新生物の診断、治療および予防に関する研究をする者で、滋賀県健康福祉部長（以下「健康福祉部長」という。）が承認した者

(2) 統計解析を目的としたがん登録資料の利用申請

報告書等により公表されている資料以外の統計出力帳票及び個人を特定しうる可能性のある情報を含まない患者（腫瘍）単位の資料（以下「統計資料」という。）の利用を希望する者は、「統計資料利用申請書」（様式1）を健康福祉部長あてに提出し、利用申請をし承認を受けなければならない。

(3) 統計資料の利用審査

健康福祉部長は、(2)の申請があった場合、次の基準により申請内容を審査し、適当と認められる場合は、統計資料の利用を承認することができる。

ア 研究が、悪性新生物の診断、治療および予防を目的としていること

イ 研究の公益性が高いこと

ウ がん登録資料利用の必要性が高いこと

エ 提供による個人第三者の権利利益侵害の可能性がないこと

(4) 統計資料の提供と受領

ア 健康福祉部長は、(3)により申請内容を承認した場合、利用者に統計資料利用承認書（様式2）を添えて、統計資料を健康管理部を経由して提供するものとする。

イ 統計資料の提供を受けた利用者は、「統計資料受領書」（様式3）を健康福祉部長に提出しなければならない。

(5) 統計資料の利用者の責務

承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第三者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。

6 資料利用の明示と研究結果の報告

(1) 利用者は、研究成果の中に「滋賀県がん登録資料を利用した」ことを明記しなければならない。

(2) 利用者は、印刷論文の別刷または抄録の写し等を健康福祉部長に提出しなければならない。

7 その他

地域がん登録を実施している他府県との情報交換は、健康管理部が行う。

付則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。



悪性新生物実態調査票 (京都府)

① 医師会 用

〈届出医療機関〉

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

診療科名  
担当医師 \_\_\_\_\_

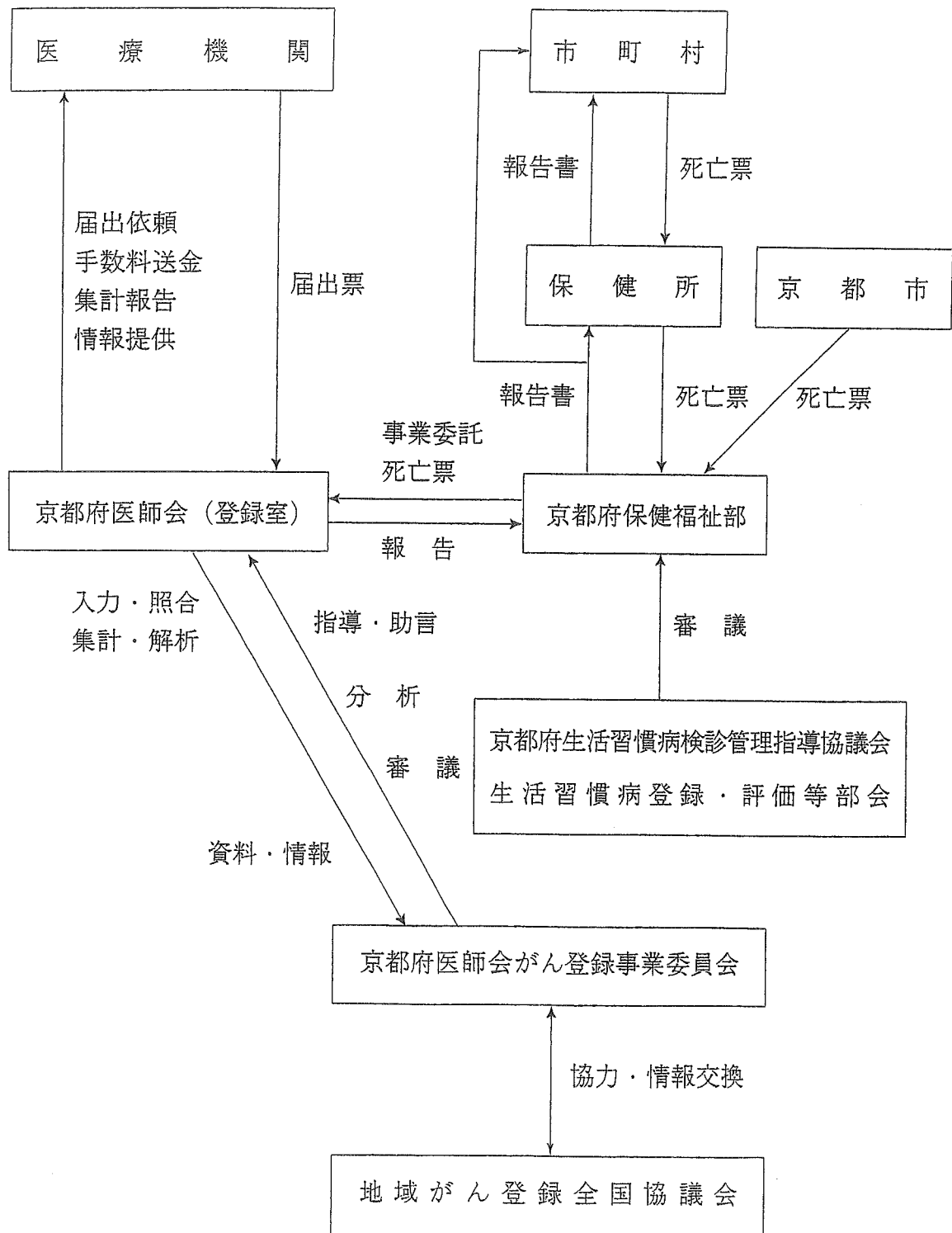
受付年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (記入不要)

「貴院で初めて悪性新生物と診断された患者」  
および「過去に悪性新生物と診断されていて、  
今年度中に死亡された患者」について、記入下さ  
い。他院の届出と重複してもかまいません。  
また、以前に届出されたかどうか不明の時  
も重複してもかまいません。

ふりがな	②性別	③生年月日	
①患者氏名	男	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 (又は西暦)	年
	女	年	月 日 生
④住所 (他府県の場合は、 他府県へ住所を記入) ⑤他府県の場合は、 他府県へ住所を記入)	1. 北区 2. 上京区 3. 左京区 4. 中京区 5. 東山区 6. 山科区 7. 下京区 8. 南区 9. 右京区 10. 西京区 11. 伏見区 12. 向日市 13. 長岡京市 14. 大山崎町 15. 宇治市 16. 城陽市 17. 久御山町 18. 宇治田原町 19. 井手町 20. 京田辺市 21. 八幡市 22. 木津町 23. 加茂町 24. 精華町 25. 和東町 26. 笠置町 27. 山城町 28. 南山城村 29. 亀岡市 30. 京北町 31. 美山町 32. 八木町 33. 園部町 34. 日吉町 35. 和知町 36. 瑞穂町 37. 丹波町 38. 福知山市 39. 大江町 40. 三和町 41. 夜久野町 42. 綾部市 43. 舞鶴市 44. 宮津市 45. 加悦町 46. 野田川町 47. 岩滝町 48. 伊根町 49. 峰山町 50. 大宮町 51. 網野町 52. 久美浜町 53. 丹後町 54. 弥栄町 55. その他 (以下に住所を)		
⑥貴院での 診断年月	年 月	⑦ ⑧ 確定 診断か 疑診か	1. 確診 2. 疑診 ⑦ 1. 初発 3. 不明 2. 再発 → 初発の年月 (年 月)
⑩診断名	(日本語で臓器および部位を記入) (組織型) (不明)		
④病巣の ひろがり	1. 原発性 2. 転移性 → 推定原発巣 ( ) 3. 不明		
④病巣の ひろがり	1. 上皮内がん 2. いわゆる早期がん 3. 当該臓器に限局 4. 所属リンパ節転移 5. 隣接臓器浸潤 6. 遠隔転移 7. 不明		
⑩貴院での 診断方法	(実施されたすべての検査に○をつけて下さい) 1. 理学所見 2. X線 (CTを含む) 3. 超音波 4. RI 5. 内視鏡 6. 細胞診 7. 手術 (肉眼的) 8. 組織診 9. 剖検 10. その他 (11. MRI 12. 腫瘍マーカー 99. その他)		
⑩貴院での 治療方法	手術	1. 手術した (10. 治療切除 11. 非治療切除 12. その他 13. 不明) 手術年月 年 月 2. 手術せず	
	その他の 治療法	1. 放射線療法 2. 化学療法 3. ホルモン療法 4. 免疫療法 治療開始年月 年 月 5. その他 (11. 内視鏡治療 12. 塞栓術 13. エタノール注入療法 14. 温熱療法 99. その他) 6. 対症療法のみ 7. 治療せず	
⑩転医の有無	1. 転医した 2. 転医せず	⑩転医先	(1. 病 2. 医) 院
⑩受診経路	11. 自発的 12. 個別検診 13. 集団検診 14. 人間ドック 15. 他院からの紹介 (紹介元: (1. 病 2. 医) 院)	⑩転医先	⑩ 1. 生存中 2. 死亡 3. 不明
⑩死亡年月日	年 月 日	⑩死亡原因	1. 原病死 2. 原病死の疑い 3. 他因死 4. 判定保留
⑩その他の 特記事項	届出あり		

届出用紙送付の必要 1. あり ( ) 枚 2. なし

## 6. 京都府がん登録事業体系





## 1. 目的

この調査は、京都府におけるがん患者の実態を把握するため、京都府内全医療機関の協力を得て、がん患者を登録し、その解析をもとに、がん対策の推進に寄与する。

## 2. 実施主体

京都府

京都府医師会は京都府の委託を受け、全医療機関の協力を得て実施する。

## 3. 事業委員会の協力

がん実態調査を円滑に効果的に行うため、京都府医師会がん登録事業委員会の指導、助言を得るものとする。

## 4. 調査対象

- (1) 実態調査の対象となる疾病は、すべての悪性新生物および性質不詳の新生物（第10回修正国際疾病分類のC00～C97に該当）とし、2000年1月1日以後2000年12月31日までの間に診断した京都府在住の患者について調査するものとする。
- (2) 1999年以前に診断された悪性新生物患者で、2000年1月1日以後2000年12月31日までの間に死亡したもの。

## 5. 調査方法

- (1) 府内の医療機関の医師は、次の事項に該当する患者について、悪性新生物実態調査票に所要事項を記載のうえ、京都府医師会に提出する。
  - ① 他の医師からの届出の有無にかかわらず悪性新生物と診断された者。
  - ② 治療が終了または治療を中止している者で、再び悪性新生物に罹患したと診断された者。
  - ③ 届出済の患者で、新たに他の悪性新生物に罹患したと診断された者。
  - ④ 届出済の疑い（疑診）患者で、診断が確定した患者。
  - ⑤ 1999年以前に診断され、既に届出済の悪性新生物患者で、2000年1月1日以後2000年12月31日までの間に死亡したもの〔4-(2)参照〕については、患者氏名・住所・生年月日・診断名・死亡原因のみ記入するものとする。
- (2) 京都府医師会は、医師から届出のあった悪性新生物調査票を内容審査のうえ登録室へ送付するものとする。

## 6. 死亡票写しと照合

登録室は死亡票により実態調査にかかる照合を行う。

したがって、申請者は、検診受診者の個人情報、本会の指定する書式・媒体により提出しなければならない。

- ③ ②による照合結果は、その数値のみを回答する。
- ④ 照合の精度を高めるため、申請のあった地区医師会で照合作業をするため、がん患者個人情報をコンピュータ用媒体により提供することも可とするが、その際、申請者は①の項目に加えて、媒体の管理責任者を明記し、さらに本規定の主旨を尊重し、秘密の保護について厳守することを誓約（様式5）しなければならない。
- ⑤ ①～④により得た結果の公表に際しては、がん登録事業委員会の承認を得なければならない。
- ⑥ 本会の検診関連委員会が、検診事業の精度点検等のため、患者の個人情報の照合を必要とする場合は、①から⑤に準じる。ただし、申請は当該委員会委員長より、がん登録事業委員会委員長に対して行うものとする。

#### 4. その他の利用

- ① 登録資料を医療上ならびに研究上利用しようとするものは、本会会員または届出医師でなければならない。
- ② ①の利用に際しては、研究者は本会がん登録事業委員会委員長に対し、研究目的・対象・時期等を記載した申請書を提出し、がん登録事業委員会の承認を得なければならない。
- ③ ②の承認に際し、研究者は知り得た登録資料を、他にもらさない旨、誓約しなければならない。
- ④ ②により承認を得た研究者は、閲覧者・閲覧時期について、登録担当者と打ち合せの上、登録室内においてのみ必要最小限の項目について、届出原票を閲覧することができる。原票の複写は不可とする。
- ④ その他、本規定に該当しない情報提供の申請については、その都度がん登録事業委員会で検討する。

## 京都府医師会がん登録データ利用に関する規定

平成3年3月7日制定

### I. 総則

京都府医師会(以下本会という)がん登録事業(以下本事業という)では、主にごん患者の個人情報および医療機関の治療に関するデータ(以下登録資料という)を取り扱う。

本事業で取り扱うこれらのデータを利用する者は、患者および医療機関の秘密の保護のため、この規定の主旨を尊重し、守秘義務を厳守しなければならない。

### II. 細則

#### 1. 集計数値

本会が公表した「報告書」等の基礎となる集計数値については、本会会員および届出医師に限り、随時閲覧(複写)可能とする。

前項以外の集計数値を知ろうとするものは、本会がん登録事業委員会に対し、研究目的等を記載した所定様式(様式1)の申請書を提出し、その承認を得なければならない。

#### 2. 患者の予後情報

届出医師または届出医療機関が届出患者の予後情報を知ろうとする場合は、所定様式(様式2)により本会に申請しなければならない。

前項の申請があった場合、当該患者について申請者から届出があったことを確認の上、所定様式(様式3)に記載し、手渡しまたは郵送により回答する。

#### 3. 検診事業の精度点検への利用

① 地区医師会が、当該地区の検診事業の精度点検等のため、患者の個人情報の照合を必要とする場合は、地区医師会長より、本会会長に対し、目的・対象・時期等を記載した所定様式(様式4)の申請書を提出し、がん登録事業委員会の承認を経た後、理事会の承認を得なければならない。

② ①により照合作業を行う場合は、必ず本会がん登録用のコンピュータを利用する。

したがって、申請者は、検診受診者の個人情報、本会の指定する書式・媒体により提出しなければならない。

- ③ ②による照合結果は、その数値のみを回答する。
- ④ 照合の精度を高めるため、申請のあった地区医師会で照合作業をするため、がん患者個人情報をコンピュータ用媒体により提供することも可とするが、その際、申請者は①の項目に加えて、媒体の管理責任者を明記し、さらに本規定の主旨を尊重し、秘密の保護について厳守することを誓約（様式5）しなければならない。
- ⑤ ①～④により得た結果の公表に際しては、がん登録事業委員会の承認を得なければならない。
- ⑥ 本会の検診関連委員会が、検診事業の精度点検等のため、患者の個人情報の照合を必要とする場合は、①から⑤に準じる。ただし、申請は当該委員会委員長より、がん登録事業委員会委員長に対して行うものとする。

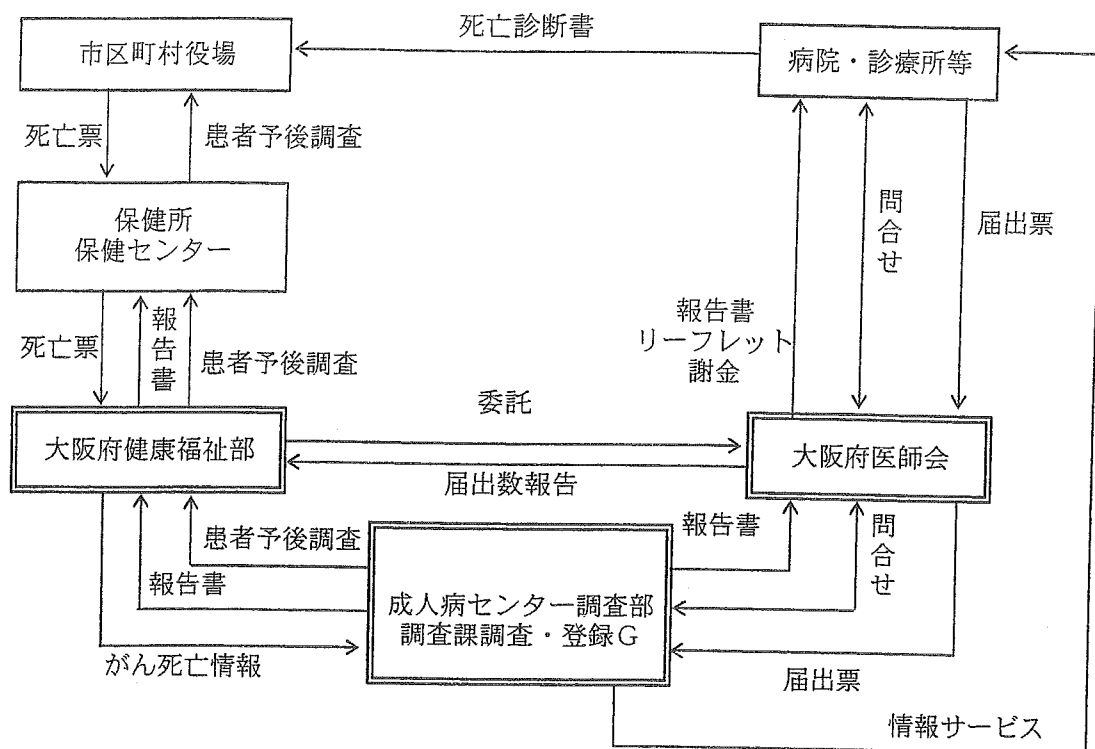
#### 4. その他の利用

- ① 登録資料を医療上ならびに研究上利用しようとするものは、本会会員または届出医師でなければならない。
- ② ①の利用に際しては、研究者は本会がん登録事業委員会委員長に対し、研究目的・対象・時期等を記載した申請書を提出し、がん登録事業委員会の承認を得なければならない。
- ③ ②の承認に際し、研究者は知り得た登録資料を、他にもらさない旨、誓約しなければならない。
- ④ ②により承認を得た研究者は、閲覧者・閲覧時期について、登録担当者と打ち合わせの上、登録室内においてのみ必要最小限の項目について、届出原票を閲覧することができる。原票の複写は不可とする。
- ④ その他、本規定に該当しない情報提供の申請については、その都度がん登録事業委員会で検討する。

大阪府医師会 Malignant Tumor 届出票

貴院カルテ番号	<input type="text"/>															
患者姓・名 間を1文字空ける	<input type="text"/>															
性別	男	女	他	手書や算物により性別転換している場合は「他」に区分する	出生日	明治	大正	昭和	平成	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	
診断時住所	<small>大阪府は省略 大阪市区から 他は市郡から 番地マンション名、号室まで スペースを空けずに入力 数字・ハカンも 一文字ずつ入力</small>															
原発部位	<input type="text"/>															
左右 (両側臓器のみ記入)	右	左	両側	<small>原発部位：臓器名と詳細部位、取扱規約の略語も可(例：胃腸門部、膵臓)、リンパ腫では発生部位(例：リンパ節、骨)、白血病では「骨髄」 病理組織：形態診断(例：扁平上皮癌、急性リンパ性白血病)と分化度・細胞種類(例：高分化、T細胞)を和文、英文、取扱規約の略語で記入 【別紙略語表参照】</small>												
病理組織	<input type="text"/>															
<small>特内に記入しきれない 分は特下の余白に記入 してください</small>																
診断根拠	<input type="checkbox"/> 1.原発巣の組織診 2.転移巣の組織診 3.細胞診 <input type="checkbox"/> 4.部位特異的な腫瘍マーカー(AFP,PSAなど) 5.臨床検査(画像、内視鏡、CEAなど) 6.臨床所見のみ															
貴院診断結果	新発	がん疑	他院で治 療開始後	治療開始後のみ	初発診断日	昭和	平成	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<small>前医の情報を合せて、 数字の小さい検査を選択</small>		
貴院診断日	昭和	平成	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	以上は登録に必須の項目です。必ずご記入ください(記載が不明確な場合には、医師会から問い合わせさせていただきます)。							
発見経緯	<input type="checkbox"/> 1.がん検診 2.健康診断・人間ドック 3.他疾患の経過観察中(前がん病変、別のがんのフォロー中を含む) <input type="checkbox"/> 4.腫瘍発見 5.症状受診・その他・不明															
治療前/術後病理学的 病巣の拡がり	進展度	<input type="checkbox"/> 0.上皮内・1.限局性 2.所属リンパ節 3.隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 4.遠隔転移 5.不明														
		治療前と術後病理学的とが異なる場合は術後を優先 術前照射・術前補助化学療法などを受けている場合は治療前を優先														
		TNM Xは0 T <input type="text"/> N <input type="text"/> M <input type="text"/> T <sub>1-4</sub> N <sub>0-3</sub> M <sub>0-1</sub> どちらか記載														
初回治療情報	<small>最初の診断から4ヶ月以内に試行された当該がんに対する治療(病気の進展などで計画変更された治療は含まない)                  自施設の治療計画に基づいて他施設で実施した治療も「した」に含めてください。</small>															
切除・吻合術	外科	内視鏡	いずれか した	切除・吻合術 治療結果	<input type="checkbox"/> 1.原発巣完全切除 2.原発巣不完全切除 3.原発巣切除治療度不詳 <input type="checkbox"/> 4.姑息/対症/単断/転移巣切除 9.不明											
他の治療	放射線	化学	免疫	内分泌	その他	その他を した → 治療名を○で囲んでください TAE・PEIT・温熱・レーザ焼灼・MCT/MCNT・骨髄移植 その他( )										
死亡年月日	昭和	平成	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日								
医療機関名称・所在地 大学病院では診療科名 医師名											受付処理用 記入しないで下さい					

## 大阪府がん登録の組織



### 大阪府健康福祉部

- ・ 事業実施要領を制定し、所要の予算を計上
- ・ がん死亡情報の収集
- ・ 登録患者の予後調査を担当

### 大阪府医師会

- ・ 府内各医療機関に対し、がん医療情報の届出を依頼、受付
- ・ 集計結果の会員への広報を担当

### 大阪府立成人病センター調査部

- ・ 届出・がん死亡・予後情報の整理、登録、集計、報告書作成等、全ての登録作業を担当
- ・ 府内医療機関の院内がん登録に対する技術支援
- ・ 協力医療機関に対する情報サービス（医療機関別集計表、届出患者の予後調査結果の提供）
- ・ 登録資料の研究的利用に関する事務処理

## 大阪府悪性新生物(がん)患者登録事業実施要領

### 1 目的

本事業は、府下における悪性新生物(がん)患者(以下「がん患者」という。)の登録を実施することにより、悪性新生物の罹患率の測定、がん患者の受療状況、生存率の測定等を行い、もって本府における悪性新生物対策の推進に資するとともに、府下における医療水準の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業は、大阪府医師会及び医療機関の協力を得て、大阪府が実施する。

### 3 悪性新生物の範囲

登録の対象となる悪性新生物の範囲は、国際疾病死因分類に掲げるすべての悪性新生物及び上皮内がんと頭蓋内のすべての腫瘍とする。

### 4 実施方法

(1) 医療機関からのがん患者の届出及び登録については、大阪府医師会に委託する。

(2) 届出の項目

(1)性別 (2)生年月日 (3)住所 (4)氏名 (5)原発部位 (6)病理所見 (7)臨床進行度 (8)診断結果及び診断年月日 (9)再発患者では初発時の診療及びその時期 (10)紹介の有無及び内容 (11)検査内容 (12)治療方針及び治療内容 (13)カルテ番号 (14)死亡のときは死亡年月日、死因 (15)医療機関名

(3) 届出票の整理、登録、集計、解析等は、府立成人病センター調査部において実施する。

### 5 秘密の保持

本事業に従事した者は、個々の患者及び医療機関について業務上知り得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。

### 6 情報の利用

(1) 本事業で得た情報により、衛生行政基礎資料作成業務実施要領で定めた悪性新生物患者登録統計を作成する。

(2) 本事業で得た情報は、大阪府個人情報保護条例の趣旨にかんがみ、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進ならびにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。その手続きについては別に定める。

### 7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が大阪府医師会と協議して定める。

### 8 施行日

平成9年4月1日から施行する。

平成10年4月1日から施行する。

平成12年4月13日から施行する。

# 大阪府悪性新生物患者登録資料利用に関する取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、大阪府悪性新生物（がん）患者登録事業実施要領第6第2号に基づき、大阪府悪性新生物患者登録資料（以下「がん患者登録資料」という。）を衛生行政基礎資料作成業務実施要領に定められた業務以外に利用するにあたって、必要な事項を定める。

## (利用申請者)

第2条 がん患者登録資料を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の者とする。

- (1) 大阪府健康福祉部及び大阪府医師会において、大阪府悪性新生物患者登録事業に従事する者
- (2) 大阪府悪性新生物患者登録事業に協力している関係医療機関
- (3) 大阪府立成人病センター調査部において、大阪府悪性新生物患者登録事業に従事する者
- (4) 悪性新生物の診断、治療及び予防を研究目的とし、大阪府立成人病センター総長（以下「総長」という。）が承認した者

## (がん患者登録資料の利用)

第3条 利用者は、がん患者登録資料の利用にあたっては本要領に定める利用手続きを経なければならない。

## (統計解析を目的とした資料利用の申請)

第4条 統計解析を目的とし、統計出力表及び個人を特定しうる可能性のある情報を含まない患者単位又は腫瘍単位の資料（以下「統計資料」という。）の利用を希望する者は、総長あてに「資料利用申請書（1）」（様式第1号）により利用申請しなければならない。

## (統計資料の利用審査)

第5条 前条の申請があった場合、総長は次の基準により申請内容を審査し、適当と認められる場合は、統計資料の利用を承認することができる。

- (1) 研究が悪性新生物の診断、治療及び予防を目的としていること
- (2) 研究の公益性が高いこと
- (3) がん患者登録資料利用の必要性が高いこと
- (4) 提供による個人又は第三者の権利利益侵害の可能性が低いこと

## (統計資料の提供と受領)

第6条 利用者は前条により利用を承認された対象範囲及び項目についてのみコンピュータ出力帳票又は磁気媒体により提供を受けるものとする。なお、連結不可能匿名化の徹底のため、生年月日、罹患日、手術年月日、死亡年月日等の年月日の情報のうち日の情報を提供しないこととする。また、オンライン供給による資料の提供は行わないものとする。

2 統計資料の提供を受けた者は、「資料受領書（1）」（様式第2号）を総長に提出しなければならない。

## (統計資料の利用者の責務)

第7条 統計資料の利用者は、承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第三



力帳票又は磁気媒体により提供を受けるものとする。なお、連結不可能匿名化の徹底のため、生年月日、罹患日、手術年月日、死亡年月日等の年月日の情報のうち日の情報を提供しないこととする。また、オンライン供給による資料の提供は行わないものとする。

2 統計資料の提供を受けた者は、「資料受領書（１）」（様式第２号）を総長に提出しなければならない。

（統計資料の利用者の責務）

第 7 条 統計資料の利用者は、承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第三者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。

（患者単位の資料利用の申請）

第 8 条 悪性新生物の診断、治療及び予防を研究目的とする場合で、個人を特定しうる可能性のある情報を含む患者単位又は腫瘍単位の資料（以下「患者単位資料」という。）の利用を希望する者は、総長あてに「資料利用申請書（２）」（様式第３号）に、「資料利用に関する誓約書」（様式第４号）を添えて、利用申請しなければならない。

（患者単位資料の利用審査）

第 9 条 前条の申請があった場合、総長は次の基準により申請内容を審査し、適当と認められる場合は、資料の利用を承認することができる。

- (1) 申請者の所属する機関等の倫理審査委員会の承認を受けていること
- (2) 研究が悪性新生物の診断、治療及び予防を目的としていること
- (3) 研究の公益性が高いこと
- (4) がん患者登録資料利用の必要性が高いこと
- (5) 提供による個人又は第三者の権利利益侵害の可能性が低いこと

2 総長は、前項の審査にあたっては大阪府健康福祉部長、大阪府医師会長の意見を聴取することができる。

（患者単位資料の提供）

第 10 条 総長は、第 8 条の申請内容を承認した場合、「資料利用承認書」（様式第 5 号）を添えて、患者単位資料を提供するものとする。

2 利用者は前条により利用を承認された対象範囲及び項目についてのみコンピュータ出力帳票又は磁気媒体により提供を受けるものとする。なお、オンライン供給による資料の提供は行わないものとする。

3 総長は、資料を提供するにあたって、利用者に資料の保管等に最大限の配慮を義務づけるとともに、利用期限を定めなければならない。

4 利用期間は当該提供に係る承認の日から最長 1 年間とする。

(患者単位資料の受領)

第11条 第9条により患者単位資料の利用を認められた者は、資料の受領と同時に「資料受領書(2)」(様式第6号)を総長に提出しなければならない。

(患者単位資料の返却・消去)

第12条 第10条により資料の提供を受けた者は、利用期間が終了したとき、又は利用期間内であっても研究目的が完了したとき、入手した資料の全てを、速やかに総長に返却又は消去し、直ちに「資料返却・消去報告書」(様式第7号)を、総長に提出しなければならない。

(患者単位資料の利用者の責務)

第13条 患者単位資料の利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的、方法以外に資料を利用してはならない。また、第三者に資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。
- (2) 資料から得た患者個人及び届出医療機関の情報を漏らしてはならない。
- (3) 資料から得た患者個人、その家族及び届出医療機関と接触してはならない。
- (4) 資料の保管に最大限配慮しなければならない。

(患者単位資料の利用者への検査等)

第14条 総長は第10条により患者単位資料を提供した場合、必要に応じてその資料の保管状況等について立ち入り検査し、又は報告を聴取することができる。

2 第10条により患者単位資料の提供を受けた者は、前項の検査、報告に協力しなければならない。

3 総長は検査等の結果、利用者に遵守事項の違反があった場合は、ただちに提供した資料の返還を求めることができる。

(患者単位資料の利用者の追加情報の入手)

第15条 患者単位資料の利用者は、追加情報を得る必要が生じた場合、「追加情報の入手に関する伺い書」(様式第8号)を総長に提出しなければならない。

2 総長は、次の基準により申し出内容を審査し、適当であると判断できる場合は、届出医療機関より追加情報を入手して、利用者に提供するものとする。

- (1) 地方自治体等が実施するがん検診の精度向上を目的とすること。
- (2) 追加情報利用の必要性
- (3) 提供による患者本人及び第三者の権利利益侵害がないこと。
- (4) 悪性新生物患者登録事業に支障をきたさないこと。

3 患者単位資料の利用者の追加情報の入手については、第10条(患者単位資料の提供)、第11条(患者単位資料の受領)、第12条(患者単位資料の返却・消去)、第13条(患

者単位資料の利用者の責務)、第14条(患者単位資料の利用者への検査等)の規定を準用する。

(費用の負担)

第16条 利用者は、資料の提供を受けるにあたっては、実費相当額を負担するものとする。

(資料利用の明示と研究成果の報告)

第17条 利用者は、研究結果の報告、発表、投稿にあたっては、「大阪府悪性新生物患者登録資料を利用した」ことを明記しなければならない。

2 利用者は、報告、発表、投稿した報告書、抄録、論文を総長に提出しなければならない。

(資料利用状況の報告)

第18条 総長は、定期的ながん患者登録資料の利用状況について「資料利用状況報告書」(様式第9号)により、大阪府健康福祉部長及び大阪府医師会長に報告しなければならない。

(主管部課)

第19条 主管部課は大阪府立成人病センター調査部調査課調査・登録グループとする。

(その他)

第20条 総長は、本取扱要領に記載のない申請事項については、大阪府健康福祉部長、大阪府医師会長その他の関係機関と協議して定める。

附則

この要領は平成9年7月1日から施行する。

附則

この要領は平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成12年4月13日から施行する。

附則

この要領は平成14年4月1日から施行する。

この用紙はフカーボン(2枚1組)となっており、ボールペンで強く記入下さい。

悪性新生物届出様式

奈良県悪性新生物患者届出票(控用)

届出医療機関	所在地 名称 担当医師名 カルテ番号
--------	-----------------------------

フリガナ	性別	生年月日
患者名	1. 男 2. 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
住所	市 町 村	
依頼履歴	1. 初発歴 2. 過去喫煙 3. 現在喫煙( )日 本×(年) 4. 不明	
検査結果	HCV抗体 (1. 陽性 2. 陰性 3. 未実施) HBe抗体 (1. 陽性 2. 陰性 3. 未実施)	
発症年月日	年 月 日	
診断年月日	年 月 日	
診断名	JCDコード( )	
	1. 確診 2. 疑診	
	1. 原発 2. 転移	
	1. 初発 2. 再発	
転移の部位	転移の場合の原発巣( ) (小さい番号優先で1つに○をつけて下さい)	
	1. 副乳 2. 組織診 3. 細胞診 4. 両側診断・内包巣 5. その他( )	
入院の有無	1. 入院した 2. 入院せず	
他院への紹介	1. 紹介した 紹介先医療機関( ) 2. 紹介せず	

届出内容変更	1. 変更(変更後診断名: ) 2. 届出取消(非悪性腫瘍) 3. その他( )
--------	---

転院診断時	1. 外来患者の診断時 2. 入院患者の退院時 3. 患者死亡時
-------	----------------------------------

受診動機	1. 検診 2. 自覚症状 3. 他院より紹介 4. その他( ) 5. 不明
病巣の広がり	浸潤 1. 上皮内 2. 臓器内限局 3. 隣接臓器 4. 不明 転移 1. なし 2. 所属リンパ節 3. 遠隔転移 4. 不明
病理診断	1. 腺がん 2. 扁平上皮がん 3. 移行上皮がん 4. 小細胞がん 5. 肉腫 6. 血液系悪性腫瘍 7. その他( ) 8. 病理診断未実施
病巣の治癒内容	手術(1. 根治切除 2. 非根治切除 3. その他 4. 手術なし) 5. 放射線治療 6. 化学療法 7. その他( ) 8. 治療なし
届出開始年月日	年 月 日
手術年月日	年 月 日
死亡年月日	年 月 日
死亡原因	1. 原病死 2. その他(死因) 3. 不明
その他特記事項	

届出票の取り扱い

この票の内容は、調査集計のためのみに使用し、個人情報が外部に漏れることはありません。また、本人に返信を取ることもありません。

届出方法

- 届出の対象疾患
  - 口腔・咽頭・消化器・胆膵・呼吸器・胸腔内臓器、骨・結合組織・皮膚および乳房、泌尿生殖器、その他(胆、膵、甲状腺、内分泌腺等)および部位不明ならびにリンパ組織および造血組織(リンパ肉腫、骨髄肉腫、ホジキン病・多発性骨髄腫、白血病等)の悪性新生物(JCD-10コードC00~C95)
  - 上皮肉腫(JCD-10コード D00~D09)
- 届出票に記入の上、提出用を所定の封筒に入れてお出し下さい。なお、控用は貴院で保管して下さい。
- 届出の時期(本届出票作成時期)
  - 入院患者は退院時
  - 患者死亡時
  - 外来患者は診察時(検診を含む)
- 届出後、非悪性腫瘍と判明した場合、あるいは届出時の診断名が異なっていた場合、その旨を届出内容変更として届出下さい(これと同じ様式の用紙を使って下さい)。
- 重複がんの場合は、原発部位ごとに、別の届出票に記入してお出し下さい。
- 患者の同意に必要な項目(生年月日・性・氏名・住所・原発部位)は届出票ごとに必ず記入して下さい。重複届出の点検に利用します。
- 差出人の機関名・所在地・医師名を必ず届出票ごとに記入下さい。無記入の場合、手数料の支払いが不能になります。

記入方法

- 「届出医療機関」欄。記載内容について、委員会よりお問い合わせすることがありますので、カルテ番号をご記入下さい。
- 「患者名」欄。氏名とフリガナを記入して下さい。
- 「診断名」欄。原発・転移を区別し、転移の場合も原発巣を記入して下さい。
- 「他院へ紹介」欄。紹介の場合、紹介先をご記入ください。
- 「届出内容変更」欄。届け出ている内容に変更のあった場合は、すみやかにお届け下さい。悪性新生物で診断名変更の場合は、「1. 変更」に○をつけ、変更後の診断名を記入して下さい。悪性新生物でなかった場合は、「2. 届出取消」に○をつけて下さい。
- 「病巣の広がり」欄。浸潤、転移のそれぞれに1つ○をつけて下さい。

届出用紙・封筒がご入用の方は 財団法人 奈良県対がん協会 TEL. 07443-2-0230 (下記までご連絡下さい)